

大阪府豊かな海づくりプラン推進懇話会設置要領

(目 的)

第1条 大阪府豊かな海づくりプラン（以下プランという。）の策定および着実な推進を目的とし、プランに示す各事業の当該年度における進捗状況及び次期計画策定のため必要な意見を幅広く求めるため、大阪府豊かな海づくりプラン推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(委 員)

第2条 懇話会の委員は、水産業の振興に関し優れた識見を有するもののうちから、知事が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座 長)

第4条 会議の円滑な進行等を図るため、進行役として座長を置くことができる。

(会 議)

第5条 懇話会は水産課長が招集する。

2 水産課長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶 務)

第6条 懇話会の庶務は、環境農林水産部水産課において行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要領は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月 5日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月 1日から施行する。